

発行／糸島市商工会

福岡県糸島市前原北1-1-1

TEL 092-322-3535 FAX 092-322-1113

編集・発行人／山崎九十九

URL <http://ishokokai.net/>

E-mail itoshima@shokokai.ne.jp

発行日／平成27年11月24日

※広報や商工会に関するお問い合わせ、ご意見等をお寄せください。

商工会スタジアム2015

～地産地商ひろば～

商工会スタジアムは今年で八周年を迎え『地産地商ひろば』として10月18日(日)志摩中央公園・可也公民館健康福祉ふれあいを会場に開催しました。

今年は職業体験型出展を中心に、16の体験ブースと12の販売ブースを設け、個性ある技術や商品を来場者へPRしました。様々なものを見学・体験したり、買い求めたりして小さなお子さんから大人まで約2,500名の来場者で溢れかえっていました。

また、ステージイベントではアームレスリング大会や前原西中学校吹奏楽部、糸島二丈絆太鼓、糸島PR隊Lovit's!、光GENKI等が迫力あるライブで会場を沸かせました。

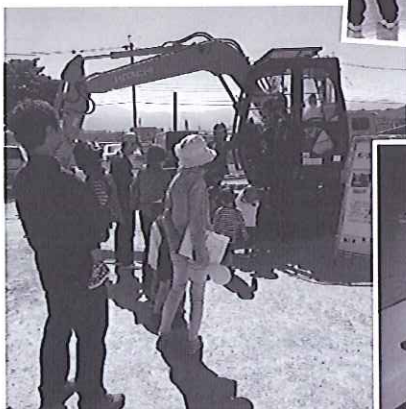
大勢の方々のご協力ありがとうございました。



二丈絆太鼓による太鼓演奏



体験型出展等による賑わうプロムナード

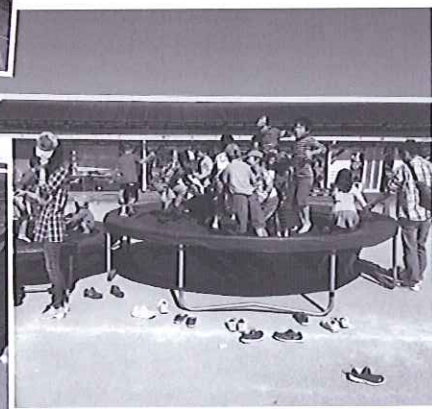


重機による体験・展示

ITOPによる紙ヒコーキの実演



ミニたたみ作りをする家族連れ



大型トランポリンで遊ぶ子供達

◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで

新会員紹介

H27年10月において理事会が開催され、
加入承認となりました事業所を紹介します。

加布里 合同会社 ネクストマーケット魁 ーその他(不動産業)ー

神在460-40

☎324-3948

<代表社員> 稲野 久嗣



可也 志摩造園土木 ー建設業(造園業)ー

志摩師吉1479-22

☎327-0632

<代表者> 山本 学



岐志新町 愛ちゃん弁当 ー小売業・飲食業(弁当販売)ー

志摩新町31

☎090-5025-3981

<代表者> 牛原 愛子



桜野 Fes ーサービス業(フライヤー・パンフレット デザイン印刷・フリーペーパー製作発行・ 環境事業)ー

志摩桜井1446-3

☎332-8878

<代表者> 伊藤 洋平

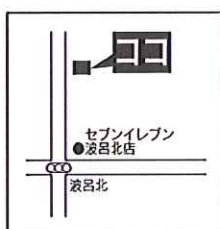


一貫山 音楽スタジオ&ライブカフェ Greenchord ー飲食業・サービス業(カフェ・レンタルビデオ)ー

二丈武581

☎332-9386

<代表者> 福田 亮祐



賛助 多比良修労務管理事務所 ーサービス業(社会保険労務士業)ー

福岡市中央区赤坂1-5-22

赤坂えがしらビル4F

☎791-7894

<代表者> 多比良 修



パソコン講習会ご案内

エクセル2010初級編から関数入門・ステップアップ編、データベース編までレベル
に合わせたパソコン講習会を開催します。

市内の事業者の方は、ぜひご参加ください。

事前予約が必要ですので、参加ご希望の方は、糸島市商工会本所までご連絡ください。

■日時・場所

◆「エクセル2010初級編」

①1月12日(火)～15日(金)(4日間) 16時～19時

◆「エクセル2010関数入門～ステップアップ編」

②1月19日(火)～22日(金)(4日間) 16時～19時

◆「エクセル2010データベース編」

③1月26日(火)～29日(金)(4日間) 16時～19時

■募集人数各講座 15名程度(要予約・先着順)

■対象者 糸島市内事業者

■受講料(テキスト代含む)

商工会会員 2,500円/非会員 5,000円(各講座)

■お申込み締切 12月28日(月) 17:00

■会場 糸島市商工会館2階 大会議室

前原北一丁目1番1号

■お申込み

お申込は申込書(別紙)に記入の上
FAXまたは商工会窓口へお願い致
します。

◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで

平成28年 糸島市商工会

新春交流会開催のご案内

- ◆日時 平成28年 **1月8日(金)**
- ◆時間 **18時より** ※受付は17時より
- ◆場所 『伊都文化会館』
- ◆会費 お一人様 **3,000円**
- ◆締切 **12月15日(火)**

※当日は受付がたいへん混雑しますのでなるべく年内の申込をお願いします。

◎詳しいことは担当の一坊寺まで
TEL 325-0128(二丈支所)

懇親会請負業者を募集します!!

会員さんのなかで、新春交流会の懇親会の会場設営から撤去、ゴミの処分、料理、コンパニオンの手配、クローク等を一手に引き受けていただける事業所さんを募集しますので、この業務が可能な事業所さんは商工会事務局までご連絡をお願いいたします。

糸島市の行政関係、市議を来賓にお招きし、関係各機関の長や商工会の会員が一同に会することができる新春の集いです。PR、ビジネスチャンス拡大のためにも、お誘い合わせの上、多数ご参加ください。

イルミネーション2015

丸田池公園にて2015.11月28日(土)～2016.1月上旬までイルミネーションの点灯が行われます。点灯式(11月28日17時30分～)ではキッチンカー&屋台やいとゴンが来場しますのでお時間のある方は是非ご参加下さい。また、同会場(丸田池公園)にて、青年部による「焼きガキ祭り」が11月28日(土)・29日(日)に開催されます。旬のカキをこの機会にご堪能下さい。その他多数出店予定。

★点灯式 平成27年11月28日(土)午後5時30分～

★場所 丸田池公園 東側

★点灯期間 平成27年11月28日(土)～平成28年1月上旬(予定)



一福岡県特定最低賃金改正のお知らせ

特定最低賃金	1時間
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	881円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	837円
輸送用機械器具製造業	860円
百貨店、総合スーパー	802円
自動車(新車)小売業	850円

※効力発生日は**平成27年12月10日**です。

※特定最低賃金に該当しない産業は、**福岡県最低賃金(時間743円)**が摘要されます。

○詳しくは福岡労働局基準部賃金課(TEL:092-411-4578)までお尋ね下さい。

◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで

消費税簡易課税制度等の改正のお知らせ

平成26年3月に、消費税法施行令の一部が改正され、簡易課税制度のみなし仕入率が見直されました。

【改正の概要】

簡易課税制度のみなし仕入率が、次のとおり見直されました。

- ・金融業及び保険業が、第四種事業から第五種事業へ(みなし仕入率60%→50%)
- ・不動産業が、第五種事業から新たに設けられる第六種事業へ(みなし仕入率50%→40%)

事業の種類		みなし仕入率 【改正前】	みなし仕入率 【改正後】
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者に販売する事業をいいます。	90% (第一種)	90% (第一種)
小売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業をいいます。 なお、製造小売業は第三種事業になります。	80% (第二種)	80% (第二種)
製造業等	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業をいいます。 なお、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は第四種事業になります。	70% (第三種)	70% (第三種)
その他事業	飲食店業、その他の事業	60% (第四種)	60% (第四種)
	金融業及び保険業		50% (第五種)
サービス業等	運輸通信業、サービス業(飲食店業を除く)	50% (第五種)	50% (第五種)
	不動産業		40% (第六種)

【改正の適用関係】

この改正は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。ただし、次の経過措置が設けられています。

経過措置の内容

平成26年9月30日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間であっても当該届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から2年を経過する日までの間に開始する課税期間(簡易課税制度の適用を受けることをやめることができない期間)については、改正前のみなし仕入率が適用されます。

(注) 平成26年10月1日以後に、「消費税簡易課税制度選択届出書」を新たに提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から、改正後のみなし仕入率が適用されます。

【個人事業者及び12月31日決算法人の適用例】

▲=消費税簡易課税制度選択届出書の提出



「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出年月日	課税期間			
	自 26. 1. 1 至 26.12.31	自 27. 1. 1 至 27.12.31	自 28. 1. 1 至 28.12.31	自 29. 1. 1 至 29.12.31
①25.12.31 以前	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算
②26. 9.26	(一般課税)	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算
③26.10. 6	(一般課税)	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算
④27. 3.16	(一般課税)	(一般課税)	第六種で計算	第六種で計算

◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで

平成27年度 第6回理事会報告

◆開催日時 平成27年9月16日(水) 16時

◆開催場所 糸島市商工会本所 大会議室

【主な議案】

- ・ 会員加入、脱退等の承認について
新規加入5件、脱退3件、変更6件、全て承認された。(会員数1,351)
- ・ 福岡マラソンに関して
もてなし出店者について39店から申込があり、全店の出店が了承された。その内18店が商工会会員事業者であった。

平成27年度 第7回理事会報告

◆開催日時 平成27年10月21日(水) 16時

◆開催場所 糸島市商工会本所 大会議室

【主な議案】

- ・ 会員加入、脱退等の承認について
新規加入6件、脱退4件、変更7件、全て承認された。(会員数1,352)
- ・ 糸島・早良地区商工会合同役員研修会の件について
日時は11月27日(金)、開催場所はヒルトン福岡シーホークに決定した。

／ 経営者のための退職金制度です！ ／

小規模企業共済

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)

または会社等の役員の方が廃業や

退職後の生活資金、事業再建資金を

あらかじめ準備しておく共済制度です。

おかげさまで、今年50周年を迎えました。



制度の特長

① 全国125万人が加入

昭和40年に発足した実績ある制度で、現在は全国の経営者約125万人が加入しています。(H27.3末現在)

② 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

③ 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

中小機構 TEL:050-5541-7171
(共済相談室)

小規模企業共済

検索

www.smrj.go.jp/skyosai



- 1月から12月の間に納付した掛金は課税所得金額から全額控除
- 掛金は月額1,000円～70,000円の範囲内(500円単位)で自由に設定
- 加入後も月額を任意に増額・減額が可能
- 掛金を前納(先払い)可能、前納期間1年以内なら支払った年の所得控除に
節税効果の一例として、課税される所得金額が400万円で掛金月額が30,000円(年間納付額360,000円)の場合には、所得税と住民税の合計額が109,500円低減されます。

新規ご加入検討中の方

27年12月中の加入時に1年分現金で前納すると27年分の確定申告において全額を所得控除できます

既にご加入中の方

掛金の増額と同時に1年分現金で前納すると27年分の確定申告において所得控除額を上乗せできます

確定申告時期は窓口が混み合いますので、
お手続きをご希望の方はお早目に本会総務共済課までお問い合わせください。

◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで

年末調整 のご準備を!!

事務代行を希望される方は**12月21日(月)**までに
糸島市商工会 本所・志摩支所・二丈支所までご持参下さい。

給与をお支払いの事業所が
対象となります!

※給与支給日が月末の場合は年明け1/5(火)まで

※揃った書類には☑チェックマークをつけてご活用下さい。

必要な書類は?

☐ 税務署から届いた書類一式

(各従業員さんに記入してもらって下さい)

☐ 所得税源泉徴収簿(名前・住所のみ)

☐ 保険料控除申告書(受取人・続柄まで記入)

☐ 扶養控除申告書(扶養親族は生年月日まで記入)

☐ 控除証明書(従業員さんのあるものは全て)

☐ 生命保険 ☐ 損害保険・地震保険

☐ 企業共済 ☐ 国民年金・国民年金基金

☐ 国民健康保険・介護保険料

☐ 給与明細(7月～12月・ボーナスを含む)

従業員の方で次の異動があった場合にはお知らせください。

☐ 出産・結婚・離婚・就職

☐ 本年に住居を新築・購入した

☐ 寡婦(寡夫)への該当の有無

☐ 留学など海外に住む扶養親族の有無

手数料	500円 / 1名
-----	-----------

※マイナンバーについて

法定調書に給与支払者(個人又は法人)の番号が必要となりますので通知カードをご持参ください。

扶養控除申請書への記載は平成28年1月からです。従業員本人、配偶者、扶養している者のマイナンバーが必要となります。

確定申告 のご準備を!!

決算事務代行を希望される方は**1月29日(金)**までに
糸島市商工会 本所・志摩支所・二丈支所までご持参下さい。

事業主さんの一年間の
所得税の申告です。

※揃った書類には☑チェックマークをつけてご活用下さい。

必要な書類は?

☐ 平成27年の収支が分かるもの(現金出納帳・集計表)

☐ 営業所得以外に不動産・農業・一時所得保険(満期受
取明細書等)などがあれば、それらの関係書類

☐ 控除証明書(生命保険や損害保険等)

☐ 固定資産の取得・喪失にかかる書類(領収書・明細書)

☐ 商品(材料)棚卸表

☐ 売掛金、買掛金、未払費用等の一覧

☐ 源泉徴収票(公的年金受給者等)

☐ 昨年までの申告書控えの綴り

分離・譲渡・贈与等の特殊な申告がある方は、商工会の
顧問税理士による無料相談日におこしください。

手数料	10,000円～ (詳しくは窓口まで)
-----	------------------------

事務局より

年末年始休館のご案内

12月29日(火)～1月3日(日)の間は閉館致します。

1月4日(月)は通常通り8:45～開館致します。



◆お問合せ・お申込先 糸島市商工会 TEL 322-3535 FAX 322-1113 E-mail itoshima@shokokai.ne.jpまで